

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本所の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、本所がその都度定める売買を取り消すことができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定により本所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 会員は、第1項又は第2項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成20年8月1日から施行する。</p>	<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定により本所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 会員は、第1項の規定により本所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。</u></p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外取引に係る売買の取消し)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p><u>2 本所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本所の立会外取引に係る売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、本所がその都度定める立会外取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 会員は、第1項又は第2項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成20年8月1日から施行する。</p>	<p>(立会外取引に係る売買の取消し)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 前項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 会員は、第1項の規定により本所が立会外取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、本所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。</u></p>